

主要記事の要旨

子どもの将来から見る「赤ちゃんポスト」

ードイツの現状と比較してー

落 美都里

- ① 熊本の慈恵病院において設置、運営されている「赤ちゃんポスト」は、2006（平成18）年11月の計画発表時から、各方面で論争を惹き起こした。賛否両論の意見は、倫理的な観点からのものが多く、「赤ちゃんポスト」の運用が始まった現在でも議論は終息していない。本稿では、2007（平成19）年10月に、当該取組みについて先行するドイツ連邦共和国において行った「赤ちゃんポスト」の実情に関する調査（ハンブルク州及び連邦）の結果を踏まえ、日独両国の「赤ちゃんポスト」の現状を比較しつつ、主に子どもの福祉の観点から、我が国の「赤ちゃんポスト」のあり方を考える。
- ② 我が国の「赤ちゃんポスト」で保護された子どもは、報道では現在児童福祉施設で養育されているとされる。家庭に恵まれない子どもの急増に伴い、それらの子どもに家庭に代わる環境を与える社会的養護の意義は認識されてきており、里親制度は近年改革が図られたが、現在のところ、「赤ちゃんポスト」で保護された子どもが里子になった例はない。また、特に新生児や乳児を保護対象とする「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの場合には、特別養子縁組制度の活用による養育が望ましい場合が少なくないと考えられる。しかし、実親の同意要件や、養子縁組斡旋体制の未整備のため、その実現は容易ではない。
- ③ 一方、ドイツでは、「赤ちゃんポスト」に預けられた子どもは、実親が引き取る場合を除き、専門部局である養子縁組斡旋機関の活動によって、ほぼ全てに養子縁組が成立しており、子どもの福祉の観点からみて、我が国に比べて受入れ体制が充実しているといえる。しかし、ドイツ最初の「赤ちゃんポスト」があるハンブルク州政府では、当初見込んだようには新生児の遺棄や殺害事件の数が減らなかったことを理由に、現在は「赤ちゃんポスト」を推奨せず、妊婦や母親に対する相談体制等の支援充実を図る施策を行っている。
- ④ 我が国と同様、ドイツにも「赤ちゃんポスト」に関する連邦法は存在せず、現実が先行している状態である。そのため、現行連邦法制との緊張関係が問題視されている。数次にわたって連邦議会に法案提出の動きがあったものの成立に至らず、2007年11月に出されたドイツ連邦政府からの「回答書」の中でも、「赤ちゃんポスト」の法整備に対して積極的な姿勢は示されていない。
- ⑤ ドイツの「赤ちゃんポスト」には、移民問題の深刻化や匿名出産制度の存在、自己の出自を知る権利への配慮といった背景がある。これに対し、我が国では、妊婦、母親の相談窓口の不足、周知不足といった問題点を指摘でき、ドイツとは議論の前提が異なっている。我が国においても、これらの問題点を改善する方向で施策を行い、「赤ちゃんポスト」が使われなくても済むようにするとともに、預けられた場合にはその子どものために養子縁組が早期に成立するよう、斡旋制度を確立させることが急務となる。

子どもの将来から見る「赤ちゃんポスト」 —ドイツの現状と比較して—

前 行政法務課 落 美都里

目 次

はじめに—「赤ちゃんポスト」の衝撃

I 我が国における「赤ちゃんポスト」

- 1 設置までの経緯
- 2 設置後の展開
- 3 「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの養育環境とその問題点

II ハンブルク州の「赤ちゃんポスト」の現状

- 1 設置までの経緯
- 2 「赤ちゃんポスト」の構造
- 3 「赤ちゃんポスト」に対する賛否両論
- 4 設置後の動向
- 5 その後の養育環境

III ドイツ連邦共和国の「赤ちゃんポスト」の現状

- 1 統計データ
- 2 「赤ちゃんポスト」と現行連邦法制との緊張関係
- 3 連邦法制定への動き
- 4 現連邦政府の「赤ちゃんポスト」に対する姿勢

IV 我が国の「赤ちゃんポスト」の特徴—ドイツと比較して

- 1 社会的背景の違い—ドイツにおける移民問題の深刻化
- 2 子どもの受入れ体制の不備
- 3 匿名出産制度の有無
- 4 妊婦、母親の相談窓口の不足、周知不足
- 5 自己の出自を知る権利への配慮
- 6 「赤ちゃんポスト」の名称の問題

おわりに—我が国に「赤ちゃんポスト」は必要か

はじめに—「赤ちゃんポスト」の衝撃

2006（平成18）年11月、熊本市のカトリック系医療施設である慈恵病院が発表した「赤ちゃんポスト」⁽¹⁾の設置計画は、各方面で論争を惹き起こした。生まれた子どもの命が助かることを最優先すべきか、設置が安易な育児放棄につながらないか等、賛否両論の意見は、倫理的な観点からのものが多く、「赤ちゃんポスト」の運用が始まった現在でも議論は終息していない。また、子どもを「赤ちゃんポスト」に預けることの是非についての議論は盛んだが、預けられた子どものその後の養育環境等、我が国では別に解決すべき課題も多い。

筆者は、2007（平成19）年10月に、当該取組みについて先行するドイツ連邦共和国においてハンブルク州及び連邦の「赤ちゃんポスト」の実情について調査を行い、関係者から話を伺う機会を得た⁽²⁾。本稿は、この調査の結果を踏まえ、「赤ちゃんポスト」に預けられた子どもの福祉の観点から、我が国の「赤ちゃんポスト」のあり方を考えることを目的とする。

なお、本稿では、「育児が不可能又はその意思がない親等が、主に新生児の子どもを匿名で遺棄することができ、かつ、その子どもの安全を確保するための特別の設備等を備えた場所」を「赤ちゃんポスト」と定義し、本文では便宜的に、日本とドイツとを問わず、当該の場所を一律に「赤ちゃんポスト」と記述することとする。

る。

I 我が国における「赤ちゃんポスト」

1 設置までの経緯

我が国で、「赤ちゃんポスト」が設置されたのは、慈恵病院が最初ではない。1970年代から1980年代にも、コインロッカーへの乳児の置き去りや親子心中が社会問題となった時期があった⁽³⁾。1986（昭和61）年、群馬県大胡町（現前橋市）で、先駆けとなる「天使の宿」が設置され、6年間に約10人の子どもが預けられた⁽⁴⁾。

慈恵病院の「赤ちゃんポスト」は、蓮田太二理事長らが2004（平成16）年にドイツの「赤ちゃんポスト」を視察し、日本にもその設置を計画したことに始まる⁽⁵⁾。2006（平成18）年11月の計画発表後、慈恵病院は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づく施設変更⁽⁶⁾を翌月熊本市に申請した。熊本市は厚生労働省と複数回協議するなどしたが、「赤ちゃんポスト」という施設の設置自体の是非はともかく、当該施設変更届が医療法上の構造設備基準を満たしており、子どもの生命、身体への危険が生じないような措置が講じられていることから、結局は厚生労働省も2007（平成19）年3月、当該施設変更は医療法上違法ではないと回答、熊本市も同年4月に設置を許可した。ただし、「文書で回答することによってその設置を厚生労働省として一般的に認めたという誤解を与えるおそれ」⁽⁷⁾があるため、口頭での回答となっ

(1) 慈恵病院での名称は「このとりのゆりかご」。慈恵病院HP〈<http://jikei-hp.or.jp/yurikago/index.html>〉（以下、インターネット情報は全て、last access 2008.5.22）。

(2) 慈恵病院の計画発表前にミュンヘンの「赤ちゃんポスト」を視察した報告書として、「平成17年度 重要事項調査議員団（第三班）報告書」がある。参議院HP〈<http://www.sangiin.go.jp/japanese/koryu/juyo.htm>〉

(3) 1973年から1974年にかけて、嬰兒の死体が駅のコインロッカーで発見される事件が相次いだ。「失われたのか親子の愛」『朝日新聞』1973.5.7, p.23等。

(4) 「赤ちゃんポスト 20年前、群馬にも」『毎日新聞』2007.5.8。

(5) 慈恵病院が「赤ちゃんポスト」を設置するに至った背景について、蓮田太二「『赤ちゃんポスト』設置の決意」『Voice』2007.7, pp.114-119。

(6) 我が国の現行法では、「赤ちゃんポスト」の設置自体が想定されていないため、「赤ちゃんポスト」の設置は、行政の許認可事項ではない。ただし、本件では、病院設備の一部を「赤ちゃんポスト」に改修する計画だったため、医療法上の施設変更届を要した。本文及び表内の「設置許可」とは、当該施設変更届の許可をいう。

表1 我が国の「赤ちゃんポスト」設置までの経緯（発言は主要なもの）

昭和61年	群馬県で「天使の宿」設置（平成4年閉鎖）
平成16年	熊本の慈恵病院、ドイツで赤ちゃんポストを視察
平成18年11月	慈恵病院が「赤ちゃんポスト」（こうのとりのゆりかご）設置計画を発表
12月15日	熊本市に設置計画を申請
12月18日	熊本市と厚生労働省が協議
平成19年2月22日	熊本市と厚生労働省が協議。厚生労働省は「明らかに現行法に違反しているとは言い切れない」との見解を示す。
2月23日	安倍首相、柳澤厚労相、高市少子化・男女共同参画担当相（いずれも当時）が、相次いで「赤ちゃんポスト」に懸念を示す発言
3月12日	長勢法相（当時）が、ポストに赤ちゃんを預けた保護者に保護責任者遺棄罪の適用は難しいと答弁 ⁽⁸⁾
3月20日	厚生労働省が熊本市に口頭で施設変更は医療法上違法ではないと回答
4月5日	熊本市が設置許可 ⁽⁹⁾
	厚生労働省による通知 ⁽¹⁰⁾
5月1日	「赤ちゃんポスト」完成
5月10日	「赤ちゃんポスト」運用開始

（出典）各種新聞報道等を参照し、筆者作成。

た。慈恵病院は、この設置許可を受けて「赤ちゃんポスト」の設備工事を行い、同年5月10日、「赤ちゃんポスト」の運営がスタートした（【表1】参照）。

2 設置後の展開

運用開始日の5月10日に、本来新生児を対象とする「赤ちゃんポスト」では想定されていない3歳児が預けられ、保護責任者遺棄罪成立の可否を熊本県警が捜査した。また、既に自我が芽生えた3歳児を預けに来た父親の道義的・倫

理的な責任等が大きな議論を呼んだ。

熊本市が2008（平成20）年5月20日に公表した「赤ちゃんポスト」の運用結果によれば、運用開始日の1人目以後、2008（平成20）年3月末までに計17人の子どもが、「赤ちゃんポスト」で保護されている（【表2】参照）⁽¹¹⁾。

「赤ちゃんポスト」の運営の事後評価については、明らかな違法性が生じていないかを検証する「短期的な検証」⁽¹²⁾を熊本市が、子どもの遺棄を助長していないかなどを検証する「中期的な検証」⁽¹³⁾を熊本県が、それぞれ事務局とな

(7) 第166回国会参議院予算委員会会議録第8号（平成19年3月12日）、p.17（柳澤厚労相発言）。

(8) 同上、p.18。（長勢法相発言）。

(9) 幸山政史熊本市長は、病院への留意事項として、1. 子供の安全確保、2. 相談機能強化、3. 公的相談機関との連携を挙げた。2007年4月5日市長記者会見（こうのとりのゆりかご）熊本市HP（http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/content/web/shicho/kiji_list.asp?ls=58&pg=4&disp=1&sort=2007）

(10) 「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」（平成19年4月5日雇児総発第0405001号）。本通知は、冒頭で「保護者が子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない行為である。」と述べている。

(11) 『「こうのとりのゆりかご」の利用状況について』熊本市HP（http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/content/web/asp/kiji_detail.asp?NW=1&ID=5460&LS=6）。従来、病院側や熊本市は、個人が特定され得る危険性にかんがみ、預けられた人数や状況については、1年に1回、人数と性別のみを公表するとしていたが、多くの人々による社会的検証の必要性を考慮し、可能な限り公表することが望ましいとの専門部会の基本的考え方を受け、保護された子どもの推定年齢、虐待の疑いの有無、身元が判明した場合の父母などの住居地等、16項目の情報が公表された。なお、2007年8月8日に預けられた子どもは、両親が、病院側との相談の後、約10日後に思い直して引き取りに来たとされる。「一度、障害の子置いたが…やはり、苦しくても、見捨てられない」『毎日新聞』2007.9.12。

表2 慈恵病院の「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの数（平成20年3月末現在）

平成19年5月	1人
6月	2人
7月	1人
8月	3人
9月	1人
12月	3人
平成20年1月	1人
3月	4人
時期不明	1人
合計	17人

（出典）各種新聞報道等を参照し、筆者作成。

り連携して行うことが決定している。

これまで発表された「短期的な検証」は、いずれも運用状況に刑事法上の明らかな違法性を認めないとして、子どもの救済事例について一定の評価を与えている。「中期的な検証」については、2007（平成19）年11月に第1回の検証が行われており、2008（平成20）年夏に中間報告がまとめられる予定である。

3 「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの養育環境とその問題点

(1) 施設養育

「赤ちゃんポスト」の役割は、あくまでも子どもを安全に受け入れるまでであり、子どもが

その後も慈恵病院で育てられるわけではない。子どものその後の養育環境が問題となる。

現行法上、両親が不明の「棄児」の場合には、発見者又は棄児発見の申告を受けた警察官は、24時間以内に市町村長にその旨を申し出なければならず（戸籍法（昭和22年法律第224号）第57条第1項）、市町村長は、申出があった際は、その子の名前を付け、本籍を定める（同条第2項）。同時に、発見者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の「要保護児童」として、これを児童相談所（以下「児相」という。）に通告する義務を負う（児童福祉法第25条）。児相は、通常、乳幼児を対象とする乳児院等、児童福祉施設への入所措置を決める⁽¹⁴⁾。

一方、仮に、親などが後から名乗り出たものの、子どもを引き取らなかった場合には、児相がその子どもの状況や家庭環境を考慮した上、その必要性を認めれば、児童福祉施設への入所措置を取ることになる。

現在「赤ちゃんポスト」で保護された子どもは、報道によれば、親元に帰った1人を除き、乳児院等の児童福祉施設で養育されている。乳児院で養育された子どもの61.2%、児童養護施設で養育された子どもの56.5%は、自立まで施設で養育されるとされる⁽¹⁵⁾。我が国の児童養護施設の約7割は、1つの大きな建物で全員が生活する大舎制である⁽¹⁶⁾。これは、要保護児

(12) 熊本市の「要保護児童対策地域協議会」の中に、学識者からなる「こうのとりのゆりかご」専門部会を置き、3ヶ月に1回検証された。第1回検証結果の概要は、「特集 『赤ちゃんポスト』に初の検証結果 学識者の専門部会が『違法性なし』…妊娠相談件数急増・熊本市『厚生福祉』2007.11.16,pp.2-4.を、運用開始から平成20年3月末までの検証については『『こうのとりのゆりかご』の運営状況に関する短期的検証（1年間）』熊本市HP〈http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/Content/Web/Upload/file/Bun_23110_21senmonbukaihoukokulnenkan.pdf〉を参照

(13) 『『こうのとりのゆりかご』中期的検証会議が初会合、来夏中間報告へ』『読売新聞』（西部朝刊）2007.12.1. 熊本県は、社会的な背景や制度的な課題を検討した上で、運用開始後おおむね2年で検証を取りまとめ、国に報告し、現行制度の見直しや法改正につなげたい意向であるという。

(14) 児童福祉施設とは、児童及び妊産婦の福祉を図るため、児童福祉法に基づいて国又は都道府県が設置するように定められている施設の総称。乳児院（児童福祉法第37条）は通常2歳未満の子どもが、児童養護施設（児童福祉法第41条）は2歳以上18歳未満の子どもが入所する。平成16年の児童福祉法改正により、年齢要件を見直し、乳児院に小学校就学前までの子どもを、児童養護施設に乳児を入所させることができるようになった。

(15) 乳児院児については、現在の乳児院での養育と、児童養護施設での養育の合計。厚生労働省「Ⅲ 家族との関係 2 児童の今後の見通し」「児童養護施設入所児童等調査（平成15年2月1日現在）」〈<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0722-2.html>〉

童にできるだけ早期に家庭的な環境を整えるという児童福祉上の要請にそぐわないものである。このような問題点に対応するため、2000（平成12）年に、地域社会の民間住宅等を活用して少人数の要保護児童が生活する地域小規模児童養護施設（グループホーム）を導入する⁽¹⁷⁾等、政府も小規模施設での養育への施策を推進しているところである⁽¹⁸⁾。

(2) 里親・里子

我が国における里親は、児童福祉法第6条の3により、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう」と定義されている⁽¹⁹⁾。里親制度は児童福祉事業の一環であり、里親と里子⁽²⁰⁾の間には一切の法律上の権利義務関係が発生しない点、里親委託は18歳で終了する点等が、養子縁組制度と異なる点である。

里親制度は、施設養護と並んで、家庭に恵まれない子どもにそれに代わる環境を与える社会的養護の体系を支える重要な制度である。社会的養護が必要な児童の増加を背景にして、特に、乳幼児期においては、できるだけ早期に家

庭的な環境の中で養育されることが必要とされている⁽²¹⁾ことから、里親制度の活用が図られた。2002（平成14）年に、従来の養育里親、短期里親に加え、児童虐待を受けた子どもを専門的にケアする専門里親、3親等内の子どもを養育する親族里親の2つの類型が新たに加えられ、里親の最低基準の設定、里親への支援体制の強化などの改革⁽²²⁾が行われている。

里親委託の斡旋に関する業務を行うのは、各地の児相である⁽²³⁾。「赤ちゃんポスト」で保護された子どもも、里子として里親に委託されれば、18歳まで里親家庭の元で養育される可能性がある。しかし、児相には、里親委託に関わる専任の職員が慢性的に不足しているほか、職員の異動が多く、里親とのパートナーシップを作る上で大きな障害となっており、実務経験の蓄積や里親委託の技術・理論の習得も困難であるとの問題点が指摘されている⁽²⁴⁾。

(3) 養子縁組

(i) 制度面

我が国の民法上、養子縁組制度は2種類存在する。目的等の定めがない普通養子縁組制度（民法第792条から第817条まで）と、「子の福祉」の観点から、昭和63年に新たに導入された特別

(16) 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめについて」p.11（第28回社会保障審議会児童部会資料（平成19年8月21日開催）資料3-2）。

(17) 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成12年5月1日児発第489号）

(18) また、第169回国会では、小規模住宅型児童養育事業の創設、里親制度の見直し等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）が提出されている。

(19) 里親に関する定義規定は、平成17（2005）年の児童福祉法改正により新たに設けられた。

(20) 児童福祉法及び関係省令上、「里子」という用語は使われていない。正しくは「里親家庭に委託されている要保護児童」であるが、長すぎて不便なので、現場では「里子」と通称している。湯沢雍彦編著『里親入門』ミネルヴァ書房、2005、p.2。

(21) 3歳頃までの大人とのかかわり方、特に最初の1年は、大人への信頼を学ぶ最も大切な時期であり、この時期に接する愛情が欠如すると、子どもが愛着障害となるおそれがある。その原因として、泣いても放置されたり、複数の大人がいつも違った対応をしたりすることにより、感情を司る脳神経回路が強化されず、人間関係に無関心になり、良心や社会性が育ちにくくなることが挙げられる。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修『子どもを健やかに養育するために一里親として子どもと生活をするあなたへ』（財）日本児童福祉協会、2003、p.69。

(22) 「里親の認定等に関する省令」（平成14年厚生労働省令第115号）及び「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号）の制定。

(23) 児童福祉法第27条第1項第3号、第32条第1項、里親の認定等に関する省令第3条。

(24) 菊池緑「日本で里親制度が利用されない理由とは—国際比較研究を通して言えること—」『子どもの虐待とネグレクト』9巻2号、2007.8、pp.147-155。

表3 我が国の普通養子縁組と特別養子縁組の異同 () は民法の条文

	普通養子	特別養子
縁組の方式	養子縁組契約(ただし、未成年者を養子とする場合には、原則として家庭裁判所の許可が必要。第798条)	家庭裁判所の審判により成立(第817条の2)
縁組の要件	単身者の縁組可能	夫婦共同縁組に限る(第817条の3)
養親の年齢	成年以上(第792条)。ただし、養子より年長でなければならない(第793条)。	少なくとも夫婦の一方が25歳以上(第817条の4)
養子の年齢	特になし	原則として6歳未満(第817条の5)
実親の同意	養子となる者が15歳未満であるときは法定代理人が縁組を代諾する(第797条第1項)。	原則として必要(第817条の6)
試験養育期間	不要	6ヶ月以上(第817条の8)
実父母及びその親族との法律関係	存続	終了(第817条の9)
戸籍上の記載	実父母と養父母の氏名。続柄記載は「養子・養女」。身分事項に縁組の事実を記載。	養父母の氏名のみ。続柄記載は「長男・長女」。一見しただけでは養子縁組の事実は分からない。
離縁	当事者の協議によりいつでも可(第811条以下)。	「養子の利益のため特に必要」な場合に限り、家庭裁判所の審判で行う。養親からの離縁不可(第817条の10)。

(出典) 横田和子「特別養子縁組制度をご存知ですか?」『周産期治療』35巻10号, 2006.10, pp.1415-1418等を参照して、筆者作成。

養子縁組制度(同法第817条の2から第872条の11まで)である。いずれも、養親と養子との間に法律上の親子関係を発生させ、また、離縁がなされない限りこの関係は一生続く。

普通養子縁組と特別養子縁組の要件・手続等の異同は、【表3】のとおりである。

特別養子縁組は、「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」(民法第817条の7)に限り認められる。「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの場合は、同条の要保護要件を満たすことから、特別養子縁組制度の利用が可能である。ただし、特別養子縁組の成立には原則実親の同意が必要となるため、「赤ちゃんポスト」で保護され実親の身元が不明のままの子どもの場合には、「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく

害する事由」(第817条の6ただし書)ありと家庭裁判所が判断することが必要となる。

(ii) 運用面—特に我が国の養子縁組斡旋制度について

子どもに恒久的な家庭環境を提供するという見地からは、養子縁組、特に乳幼児段階での特別養子縁組の成立が、子の福祉に適合的である。そのためには、家庭での養育を必要とする子どもと、子どもの養育を希望する者とを結び付けるシステムが必要であるが、我が国の養子縁組斡旋制度は決して十分に機能していない。我が国の養子縁組斡旋制度の問題点は、以下のとおりである⁽²⁵⁾。

- ・我が国の養子縁組斡旋制度は、大別して児相によるものと、民間事業者によるものがある。児相による養子縁組斡旋業務は、要保護児童の福祉を保障する責任を負う国及び地方公共団体(児童福祉法第2条)が行う行政措置であるが、里親委託の斡旋と

(25) 中川良延「第二部 1章 日本の養子縁組斡旋制度の概要」湯沢雍彦編『要保護児童養子縁組の国際比較』日本加除出版, 2007, pp.25-31.

同様の専門職員不足、専門性の蓄積不足の問題を抱えている。

- ・また、児相による養子縁組斡旋は、児相が子どもの障害の有無や発達の程度等を観察した後、個人の家庭に託置（里親委託）し、一定期間を置いて養親希望者から養子縁組の申立てがなされることから、養親との信頼関係形成が困難になり易い比較的年長の児童が斡旋される傾向にあるという指摘もある⁽²⁶⁾。さらに、特別養子縁組については、子どもに実親との法的な親子関係断絶という重大な効果をもたらすこともあり、斡旋業務に積極的な児相と慎重な児相が存在し、取組みに差異があるという指摘もある⁽²⁷⁾。
- ・一方、民間事業者による養子縁組斡旋業務は、1987（昭和62）年の厚生省の通知⁽²⁸⁾により、第2種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号）に該当するとして、事業者の届出制（同法第64条第1項）となっている。民間事業者は、最初の届出時に一定の事項について都道府県知事に報告義務を負い、それ以後も届出事項の変更があった場合はその旨を届け出なければならないとされるほか、事業報告書や収支決算書の提出義務も課されている。そして、適正な斡旋が行われていない疑いがある場合には、都道府県知事は当該事業者への立入り調査権を有する。ただ

し、民間の養子縁組斡旋事業者に対する実態調査⁽²⁹⁾によれば、現在斡旋事業を行っている23団体・個人のうち、届出を行っているのは8事業者、届出を行わず活動しているのは15事業者であって、届出制による事業適正の確保が図られているとは言い難い⁽³⁰⁾。

- ・民間事業者による養子縁組斡旋業務の場合、特に問題となるのは、斡旋費用受取りの問題である。営利を目的とした養子縁組斡旋は禁止されている（児童福祉法第34条第1項第8号）が、昭和62年の通知でも「交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない」とされていることから、斡旋費用名目で高額な金銭を要求する民間事業者の存在が指摘されたほか、民間事業者を監督・指導する自治体担当者の間でも混乱があった。そのため、厚生労働省は、2006（平成18）年、通知により民間の養子縁組斡旋事業者を対象とするガイドラインを策定し、徴収可能な額の判断基準を明確化している⁽³¹⁾。

II ハンブルク州の「赤ちゃんポスト」の現状

慈恵病院の「赤ちゃんポスト」は、ドイツのハンブルク州⁽³²⁾の事例を参考にして設置されたと言われている。では、先行するハンブルク

(26) 鈴木博人「第2章 日本の養子縁組斡旋をめぐる課題」養子と里親を考える会『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題—』日本加除出版, 2001, pp.33-56.

(27) 特別養子縁組に積極的な児相の例として愛知県の児相が挙げられる。「養子縁組・里親委託を積極活用 早く『家庭』の中へ」『東京新聞』2007.4.2.

(28) 「養子縁組あっせん事業の指導について」（昭和62年10月31日児発902号）

(29) 詳細は、菊池緑・湯沢雍彦「第二部 2章 民間の養子縁組斡旋事業に関する調査研究と考察」湯沢雍彦編『要保護児童養子縁組の国際比較』日本加除出版, 2007, pp.33-85.

(30) 届出を行わない事業者は、主に斡旋行為を反復継続して行っていないことをその理由とする。現行届出制の問題点の指摘及び民間事業者を指導・監督する都道府県等の自治体の担当者の立場から許認可制採用に賛成する意見について、中川良延「第二部 3章 監督機関に対する調査の結果」湯沢雍彦編『要保護児童養子縁組の国際比較』日本加除出版, 2007, pp.87-95.

(31) 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」（平成18年8月28日雇児福発第0828001号）

州の「赤ちゃんポスト」⁽³³⁾は、いかなる経緯で導入され、現在どのように展開しているのだろうか。ハンブルク州における「赤ちゃんポスト」の実態について見ていきたい。

なお、以下の記述の典拠となった聞き取り調査は、平成19年10月に筆者がハンブルク州及び連邦の関係機関を訪問した時に実施したものである。

1 設置までの経緯

ドイツの「赤ちゃんポスト」の設置は、1999年、ハンブルク州の登録社団 (e.V.)⁽³⁴⁾ シュテルニ・パルク (SterniPark⁽³⁵⁾) が始めた「捨てられた赤ちゃん・プロジェクト」(Projekt Findelbaby) に端を発する。このプロジェクトは、1) 妊娠や出産相談の無料コールライン、2) 「赤ちゃんポスト」の設置、3) 匿名出産制度⁽³⁶⁾ などの出産支援及び出産後の母子を保護する支援施設の運営を柱とする⁽³⁷⁾。同年、ハンブルクでは赤ちゃんが遺棄され、死亡後に発見されるという事件が多数発生した。ハンブルクの冬は寒く、その多くが凍死していたことから、暖かく安全な場所で赤ちゃんを保護することができる設備として「赤ちゃんポスト」が考案され、2000年4月に、ハンブルクのアルトナ区で運営が開始された。

この地区を選んだ理由として、シュテルニ・パルク側は、「設置する必要性があると判断し

た場所、すなわち貧困層や失業者や監獄帰りの人が多く、赤ちゃんを育てられない人が多い場所である」ことを挙げている⁽³⁸⁾。

2 「赤ちゃんポスト」の構造

シュテルニ・パルクの設置した「赤ちゃんポスト」は、ドイツにおける先駆けであるため、その後各地で設置された「赤ちゃんポスト」も、設備の構造はおおむね類似している。そこで、シュテルニ・パルクの「赤ちゃんポスト」の構造を紹介する。

「赤ちゃんポスト」の中には適温に保温されたベッドがあり、赤ちゃんが置かれるとアラ-



[写真1 「赤ちゃんポスト」外観]

(32) 正式名称は「自由ハンザ都市ハンブルク」。ハンブルクは、一市で連邦のラントを構成する都市州であり、中世自由都市以来の伝統を有する。人口は約170万人(2005)。7つの行政区に分かれる。

(33) ドイツでの名称は、設置している機関独自の呼び方等もあるが、通称は“Babyklappe”。“赤ん坊”を示す“Baby”と、“蓋”や“開閉する扉”を表すドイツ語の“Klappe”との造語であると言われている。春田嘉彦「ドイツのベビークラッペ (Babyklappe) —その現状と賛否論争」『ケース研究』285号, 2005.3, pp.198-204.

(34) eingetragener Vereinの略。ドイツの民間非営利団体の一形態。

(35) シュテルニ・パルクは、保育所や母子支援施設を運営する社会福祉団体である。現在、本文に述べたアルトナ区以外に、ハンブルク郊外のヴィルヘルムスブルクにも「赤ちゃんポスト」を設置し、2007年9月、さらにデンマークに近いドイツ北部の都市フレンスブルクにも、3箇所目を開設している。

(36) 匿名出産制度とは、母親が全く身元を明かさずに病院に入院し、出産後子どもを病院に預けて立ち去ることを認める制度のことである。

(37) 詳しくはシュテルニ・パルクHP <<http://www.sternipark.de/findelbaby/index.asp>> 参照。

(38) 聞き取り調査における「赤ちゃんポスト」担当スタッフFr.Yasemin Degukのコメントによる。訪問先SterniPark e.V. (Kinderhaus) [Goethestrasse 25-27, 22767 Hamburg], 訪問日2007年10月8日。



【写真2 「赤ちゃんポスト」内部】

ムが鳴って職員が駆け付ける。一度蓋を開けて赤ちゃんを置いたら、連れ去り等を防ぐため、二度とその蓋は開かない。ただ、親が思い直すことを想定して、母親向けに手紙が常備されており、それを持っていくことができる。手紙の表紙には、置いていく子どもの足型か手形を押せるようなスペースがあり、それ用のスタンプ台が扉に取り付けられている。足型や手形と子どもを照合することで、その後、思い直して親が引き取りに訪れた場合の動かぬ証拠となる。

監視カメラが設置されているが、子どもの

ベッドのみを映しているため、匿名性が確保されている。ベッドと扉の間にはカーテンもあり、職員が駆け付けても、立ち去る親の顔が見えないようになっている。

3 「赤ちゃんポスト」に対する賛否両論

ハンブルク州での「赤ちゃんポスト」設置に関して、世論は割れたとのことである。主な賛否の意見は【表4】のとおりである。

4 設置後の動向

(1) 統計データ

ハンブルク州では、シュテルニ・パークが運営する2箇所その他、2003年、小児科を併設する医療施設が運営する「赤ちゃんポスト」が新たに3箇所開設された⁽⁴⁰⁾。「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの数の統計は、【表5】のとおりである⁽⁴¹⁾。

参考までに、ハンブルク州の匿名出産⁽⁴²⁾の統計を併記する。自宅等で秘密裏に出産し、その後生まれた子どもを預けに来るのが「赤ちゃんポスト」であるのに対し、匿名出産は医

表4 「赤ちゃんポスト」に対する主な賛否の意見

賛成意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難な状態にある母親による新生児の遺棄や殺害を防止する。 ・ 妊娠を隠したい女性（特に10代の若い母親、不法滞在の外国人、性的又は身体的暴力の被害者）の助けになる。
反対意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難な状態にある母親は、通常赤ちゃんポストを使うことができないので、結果的に嬰兒殺を防ぐことができない（たとえ赤ちゃんポストの制度を事前に知っていたとしても、出産時に正常な判断をできるとは思えない。知っていて窓から子どもを投げ捨てた例もあった）。 ・ ハンブルクに5つも「赤ちゃんポスト」があるのに、過去数年間にわたって嬰兒殺の事件は続いている。 ・ 「赤ちゃんポスト」は捨て子を助長している。もし「赤ちゃんポスト」がなければ、母親はカウンセリングや少年局（Jugendamt⁽³⁹⁾）のサポートを受けたり、通常の手続で里子や養子に出したりする法的な可能性を持っていた。 ・ 匿名性により、預けられた子どもが自分の出自を知る手段を断たれてしまう。

（出典）聞き取り調査を基に筆者作成。

³⁹ 郡、あるいは郡に属さない大都市である地方自治体が少年援助の任務を行わせるために設置する専門行政機関。高橋由紀子「第三部 3章 ドイツの養子縁組斡旋制度—現実の問題に追いつこうとする法の努力—」湯沢雍彦編『要保護児童養子縁組の国際比較』日本加除出版、2007、p.174。

⁴⁰ この「赤ちゃんポスト」に預けられた子どもは、必要に応じて医療措置が受けられる。

⁴¹ ただし、2000年から2002年までは、ドイツ全土で赤ちゃんポストの数自体が非常に少なかったため、他州の人がシュテルニ・パークの2つの赤ちゃんポストに赤ちゃんを預けに来た可能性があるとのこと。聞き取り調査におけるハンブルク州政府家族政策局担当官Fr. Brigitte Hullmannのコメントによる。訪問先Behörde für Soziales, Familie, Gesundheit u. Verbraucherschutz [Hamburger Str. 37, 22083, Hamburg], 訪問日2007年10月9日。

⁴² ハンブルク州では、産科に対応可能なすべての病院で匿名出産が可能である。

表5 ハンブルク州の「赤ちゃんポスト」で保護された子ども及び「匿名出産」で生まれた子どもの数

年次	「赤ちゃんポスト」	「匿名出産」 ⁽⁴³⁾
2000年	7人	(不明)
2001年	7人	(不明)
2002年	4人	(不明)
2003年	1人	2人
2004年	2人	4人
2005年	3人	7人
2006年	6人	3人
2007年(1月-6月)	2人	2人
計	32人	18人

(出典) 聞き取り調査を基に筆者作成。

療施設において出産できるため母子の健康が確保される点で注目すべき制度である。

(2) 州政府の対応

ハンブルク州政府は、当初、「赤ちゃんポスト」の設置を歓迎し、シュテルニ・パークの「赤ちゃんポスト」の運営費を最初の2年間(2000年及び2001年)、財政的に援助していた。

しかし、数年運営しても、新生児の遺棄や殺害が当初見込んだようには減少しなかったことから、その後州政府は方針を転換し、2003年から、望まない妊娠により困難な状況にある母親を助け、新生児を加害から守るプログラムを実行することとした。その内容は、妊婦に対する24時間の電話相談ホットライン⁽⁴⁴⁾、少年局による妊婦や出産後の母親に対するカウンセリング、小さい子どもを持つ母親の希望に基づく限り受けられる母子収容施設でのケア、母親が同意する限りにおいての子どもの施設への一時収容、里親委託、養子縁組の手配等となってい

る。

また、このプログラムの一環として設置された3箇所の「赤ちゃんポスト」にも、州政府は初年度(2003年)の導入コストのみ援助した(毎年の運営費は援助していない)。

「赤ちゃんポスト」に子どもを預ける場合には、母親が自分ひとりで秘密に出産しなければならず母子の安全が図れないため、州政府は、現在では「赤ちゃんポスト」を推奨していない。「赤ちゃんポスト」や匿名出産はあくまで最終手段としての利用に留めようとしている。ただし、「赤ちゃんポスト」と匿名出産の啓発用パンフレットは、妊婦用と専門家(医師やカウンセラー等)用の2種類を作成し、病院やカウンセラー等のもとに設置している。

「赤ちゃんポスト」に関しては、現在、連邦法の中には何ら規定が存在しない(後述Ⅲ3参照)。州政府は、設置運営機関に対して、子どもが預けられたら身分登録所に登録すること⁽⁴⁵⁾、健康チェック終了後直ちに少年局に引き渡すことを内容とするガイドラインを定めているが、このガイドラインには当該機関に対する強制力はなく⁽⁴⁶⁾、子どもは当該機関において養育されることが多い(後述Ⅱ5(1)及びⅢ2(1)参照)。

5 その後の養育環境

(1) 養子縁組まで

ドイツの憲法に当たるドイツ連邦共和国基本法(Grundgesetz. 以下「基本法」という)は、第6条第3項で、「子どもは、親権者に故障がある場合、又は子どもがその他の理由から放置されるおそれのある場合には、法律の根拠に基づいてのみ、親権者の意思に反して、これを家族

(43) 妊婦が出産前に匿名出産の意思表示をした場合に限られ、単に、出産した母親が名前も名乗らずに姿を消したようなケースは含まない。

(44) 2003年開始。最初無料だったが、いたずら電話が多かったため、現在は6セント(約10円)/件。年300-400件の電話相談を受ける。

(45) 生まれた子どもを登録しないのは、身分登録法第16条違反となる。後述Ⅲ2参照。

(46) 強制力のない単なる勧告(recommendation)のようなものとのことである。前掲注(41)の聞き取り調査による。

から引き離すことが許される⁽⁴⁷⁾」と規定している。

ハンブルク州の「赤ちゃんポスト」で保護された子どもは、健康状態のチェックのため医師の診察を受けた後、保護された機関で8週間育てられる⁽⁴⁸⁾。その間に、生みの親は、子どもが保護された機関に電話を掛けたり、機関のスタッフに子どもを捨てた事情を聞いてもらったりするうちに、思い直して子どもを引き取ることが可能である。8週間後、子どもは少年局に引き取られ、そこで正式な名前が付けられる。

8週間を過ぎると、子どもの養子縁組が可能になる。ドイツでは⁽⁴⁹⁾、1976年の西ドイツ改正養子法⁽⁵⁰⁾により「子の福祉」のための養子縁組制度が確立しており、その根拠規定は、改正を経つつも現行ドイツ民法典（以下「BGB」という。）に受け継がれている。この「8週間」という期間は、養子縁組の際に必要な実親の同意が生後8週間まではなし得ない（BGB第1747

条第3項）ことに由来する。子どもの福祉の見地から、できる限り早期に養子縁組をすべきことと、子どもとの法的な親子関係を断絶させる実親に対して熟慮期間を与えるべきこととの均衡から定められた期間である。

ドイツの養子縁組制度の概要は【表6】のとおりであるが、実父母及びその親族との親族関係が終了する点、裁判所の宣言による点、未成年養子が原則である点等、日本の特別養子縁組制度に類似している。

ちなみに、シュテルニ・パルクが運営している「赤ちゃんポスト」で保護された29人（アルトナとヴィルヘルムスブルクの2箇所の合計）のその後の養育環境については、21人に養子縁組が成立し、7人が生みの親の元に帰った。残る1人は障害のある子どもであったが、現在はフレンスブルク近郊でシュテルニ・パルクが運営している支援施設において実母と生活しているとのことであった⁽⁵¹⁾。

表6 ドイツの養子縁組制度

縁組の方式	養親となる者の申立に基づく後見裁判所の言渡（BGB第1752条第1項）
縁組の要件	原則として夫婦共同縁組（BGB第1741条第2項2文）
養親の年齢	夫婦共同縁組の場合には、原則として25歳以上（BGB第1743条第1項）。ただし、配偶者の一方が25歳ならば他方は21歳以上でも縁組可能（BGB第1743条第3項）。
養子の年齢	原則として未成年者（18歳未満）に限る（成年養子はBGB第1767条以下に別途規定）。
実親の同意	必要（BGB第1747条第1項、第2項）。ただし、養子となる者が生後8週間に達するまではこれを行うことができない（同条第3項）。
試験養育期間	相当期間必要（BGB第1744条）
実父母及びその親族との法律関係	終了（BGB第1755条第1項）
離縁	「養子の利益のため特に必要」な場合に限り（BGB第1763条第1項）、後見裁判所が職権で行う。養親からの離縁不可。

（出典）高橋由紀子「第5章 ドイツの未成年養子制度」養子と里親を考える会編、湯沢雅彦監修『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』日本加除出版、2001、pp. 235-260. 等を参照し、筆者作成。

(47) 条文の日本語訳は、高田敏・初宿正典『ドイツ憲法集〔第5版〕』信山社、2007、p.215.を典拠とした。
 (48) シュテルニ・パルクの場合には、8週間の間は、最初に子どもを見つけたスタッフが仮の名付け親になるという。また、生みの親が名前を残していった場合などは、その名前で呼ぶ。一方、公立病院で匿名出産にて生まれた子どもには、ただちに名前がつけられる。
 (49) 養子縁組制度及び養子斡旋制度については、ハンブルク州のみならずドイツ全土で共通であるが、便宜的にここで解説した。
 (50) 1976年養子法について、佐藤義彦「西ドイツの新養子法（一・二）」『ジュリスト』636号、1977.4.15、pp.83-91; 637号、1977.5.1、pp.137-148.
 (51) 前掲注(38)の聞き取り調査による。

(2) 養子縁組斡旋制度

ドイツには、「赤ちゃんポスト」で保護された子どもに限らず、養子縁組を斡旋する制度が整備されている。ドイツでは既に1939年に養子縁組の斡旋に関する法律が制定されていたが、1976年の養子法の抜本改正に伴い全面的に改められ、養子縁組斡旋法（Adoptionsvermittlungsgesetz. 以下「斡旋法」という。）が制定された。その後、数次の改正を経て現在に至っている。

また、斡旋法やBGBに規定のない分野についても、各州の州少年局の合同作業部会が作成する全国統一の斡旋基準勧告⁽⁵²⁾が、養子縁組斡旋における実務上の諸手続を詳細に定めている。以下、ドイツにおける養子縁組斡旋制度の概要⁽⁵³⁾を紹介する⁽⁵⁴⁾。

斡旋法による斡旋とは、「18歳以下の子と、養子を迎えたいと願う者とを引き合わせること」である（斡旋法第1条）。

養子の斡旋は各郡の少年局と、その上位機関である州少年局の任務である（斡旋法第2条第1項）。ただし、少年局及び州少年局が養子斡旋業務を行うには、専門部局である養子縁組斡旋機関（以下「斡旋機関」という。）を設置していなければならない。

または、州政府から斡旋機関として認可された民間機関⁽⁵⁵⁾が斡旋業務を取り扱うことができる。このことは、ドイツでは、養子斡旋業務

が「児童の福祉を保護するために国家が行う重要かつ専門的な給付と位置づけられている」⁽⁵⁶⁾ことを意味している。私的斡旋は原則として禁止され、養子縁組希望者若しくは子と3親等内の血族若しくは姻族関係にある場合（斡旋法第5条第2項第1号）又は斡旋機関若しくは少年局に斡旋後遅滞なく通知した場合（同条同項第2号）に限り、例外的に許される。

少年局の斡旋機関は、養子となる子と養子縁組希望者とのマッチング、養子縁組希望者に対しての調査⁽⁵⁷⁾、養子縁組を希望する実親への情報提供、養子縁組に必要な実親の同意の確保等、養子縁組に至るまでの様々なプロセスに関与する。また、実親の同意が効力を生じると、少年局が子どもの後見人となり（BGB第1751条第1項）、子どもを養子縁組希望者に引き渡す。試験養育期間（BGB第1744条）中にも助言と支援を行う。

養子縁組成立後も、斡旋機関は必要に応じて養親や養子に対して助言と支援を行うほか、養子縁組の斡旋記録を保管し、出自を知る子どもの権利に配慮して、子ども又はその法定代理人の記録閲覧を認める（斡旋法第9b条）。

州少年局に置かれる斡旋機関は、特に中央養子縁組機関と呼ばれ、少年局や民間の斡旋機関に対し専門的な助言と支援を行うほか、養子縁組の斡旋が困難な子ども⁽⁵⁸⁾に対しては自ら斡旋業務を行う等の連携を行っている。

52) “Bundesarbeitsgemeinschaft der Landesjugendämter Empfehlungen zur Adoptionsvermittlung”最新版は第5版（2006）。

53) 高橋 前掲注(39)；同「諸外国の養子縁組斡旋制度とその実態 ドイツの養子縁組斡旋事業の制度と実態」『新しい家族』50号, 2007, pp.49-56.

54) 国際養子縁組制度にも、1993年に成立した「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約」との関係等様々な問題があるが、本稿では、「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの将来を考える見地から、国内養子縁組制度のみを取り上げ、国際養子縁組制度には立ち入らない。

55) 現在認可された民間斡旋機関はドイツ全体で14箇所あるが、全て国際養子縁組を取り扱う団体である（逆に国内養子縁組の斡旋はすべて公的機関が行っている）。聞き取り調査におけるハンブルク州中央養子縁組機関（州政府外局）担当者Fr. Gisela Rustのコメントによる。注(41)と同一日時調査による。

56) 高橋 前掲注(39), p.172.

57) ホームスタディといい、斡旋機関が養親候補者の自宅等に立ち入り、養子縁組への環境が整っているかを調べる。

58) 年長児や知的・身体的・精神的障害を持つ子ども。前掲注(44), p.176.

これらの多岐にわたる専門的な活動のため、斡旋機関には、少なくとも2名のフルタイム専門職又はこれに相当するパートタイム専門職の設置⁽⁵⁹⁾が法律上義務付けられている（斡旋法第3条）。

Ⅲ ドイツ連邦共和国の「赤ちゃんポスト」の現状

1 統計データ

2007年5月23日付でドイツ自由民主党（以下「FDP」という。）から連邦議会に提出されていた「匿名出産と『赤ちゃんポスト』の経験の評価」に関する大質問書⁽⁶⁰⁾（以下「質問書」という。）に対して、2007年11月15日、ドイツ連邦政府からの回答書⁽⁶¹⁾（以下「回答書」という。）が出された。

この「回答書」は、「赤ちゃんポスト」や匿名出産に対する現時点での連邦政府の姿勢（後述Ⅲ4）を示す資料として重要であるが、加えて、「回答書」を作成する際に、連邦を構成する16州から実際のデータを収集したことにより⁽⁶²⁾、当該問題に関するドイツの最新（2007年7月現在⁽⁶³⁾）の統計データを提示しており、ドイツにおける「赤ちゃんポスト」の実情を理解する上で貴重である。「回答書」に基づき、これまで把握されている各州の「赤ちゃんポ

スト」の数⁽⁶⁴⁾、「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの総数⁽⁶⁵⁾、そして、参考値として匿名出産で出産された子どもの総数⁽⁶⁶⁾について、【表7】に示す。ただし、統計データについては、事案の性質上、暗数が多いことには留意する必要がある⁽⁶⁷⁾。

2 「赤ちゃんポスト」と現行連邦法制との緊張関係

(1) 身分登録法上の問題

「赤ちゃんポスト」で子どもを保護する行為については、その状況によっては、ドイツの現行法制と抵触する⁽⁶⁸⁾場合がある。

まず、身分登録法(Personenstandsgesetz)上、出生の届出は、子どもの出生から1週間以内に行わなければならない（第16条）。捨て子の場合は、行政官庁により氏名が付けられ、推定出生日時を出生登録簿に記載することと定められている（同法第25条）。

しかし、実際は、母親が翻意して、完全な身分登録法上の情報を届け出て適法な出生登録を成す可能性も考慮に入れて、養子縁組手続が可能になる生後8週間経過時までは「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの出生登録を行わないことが、各州の運用上広く行われている⁽⁶⁹⁾。これは身分登録法の脱法行為に当たる。

(59) 前掲注(55)の聞き取り調査による。

(60) Drucksache 16/5489 (<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/16/054/1605489.pdf>). 大質問書(Grosse Anfrage)とは、連邦議事規則第100条から第103条までに規定されている質問制度である。1つの会派又は5%以上の議員の要求があったときは、審議が実施されなければならない。野口暢子「ドイツ連邦議会の質問制度」『立法と調査』276号, 2008.1, p.100.

(61) Drucksache 16/7220 (<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/16/072/1607220.pdf>)

(62) ただし、回答項目によっては、州に該当の統計がない等の理由で、不明な場合がある。

(63) 「回答書」s.2.

(64) 「回答書」回答37 (s.26-28) 参照。

(65) 「回答書」回答40 (s.29) 参照。

(66) 「回答書」回答30 (s.22-23) 参照。

(67) ドイツ連邦議会学術総局健康・家族・高齢者・女性・青少年担当部門スタッフFr. Alexandra zu Bentheimのコメントによる。訪問先Deutscher Bundestag [Platz der Republik 1, 11011, Berlin], 訪問日2007年10月11日。

(68) 床谷文雄「匿名出産とBabyklappen—生への権利と出自を知る権利—」『阪大法学』53巻3・4号, 2003.11, pp.804-805.

(69) 「回答書」回答27 (s.20-21).

表7 ドイツ各州における「赤ちゃんポスト」と匿名出産の統計データ

	「赤ちゃんポスト」数	「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの数	匿名出産で出産された子どもの数
バーデン=ヴュルテンベルク	4	22	2
バイエルン	13	不明	不明
ベルリン	4 (2006年に1箇所閉鎖)	30	13
ブランデンブルク	1	2	不明
ブレーメン	1	1	不明
ハンブルク	5	25	18
ヘッセン	3	8	不明
メクレンブルク=フォアポンメルン	2	1	1
ニーダーザクセン	4	9	不明
ノルトライン=ヴェストファーレン	21	不明	不明
ラインラント=プファルツ	7	13	1
ザールラント	1	1	5
ザクセン	3	14	10
ザクセン=アンハルト	3	1	17
シュレスヴィヒ=ホルシュタイン	2	8	不明
テューリンゲン	2	6	27
ドイツ全体	76	143	94

(出典)「回答書」の各項目を参照して、筆者作成。

(2) 養子法上の問題

ドイツの養子法制は、実父母の親族との法律関係が終了する完全養子縁組制度を採ることもあって、1) 実親の養子縁組に対する同意は後見裁判所に対して表示しなければならない(BGB第1750条第1項)、2) 生後8週間以内の同意及び養親となる者が決まっていない時点での白紙同意はできない(BGB第1747条第2項)、3) いったん同意すれば同意を撤回できない(BGB第1750条第2項)等、実親の同意を重視する諸規定を整備している。

仮に「赤ちゃんポスト」や匿名出産を認めるならば、「赤ちゃんポスト」に子どもを預け、又は匿名で子どもを出産した母親の養子縁組に対する黙示の同意は観念できるにしても、それ

だけで養子縁組の成立を認めてしまうことになる。これは、実親の同意を重視するドイツ養子法制と抵触するおそれがある。

(3) 刑法上の問題

ドイツでも、「赤ちゃんポスト」に子どもを預けることは、身分偽証の罪⁽⁷⁰⁾(ドイツ刑法第169条)、扶養義務違反の罪(同法第170条)、保護義務違反の罪(同法第171条)に該当するという主張がある。しかしながら、この点については、「身分を積極的に偽っているわけではないし、子を安全な形で他人に託することができる仕組みになっているから、保護義務違反等には該当しないであろう」と言われている⁽⁷¹⁾。

(70) 出産した女性が子の母親であると規定するBGB第1591条に反し、身分登録法上、刑法上又は社会法上では母が不明な子として取扱い、それを法的に承認しようとするため。前掲注(68), p.809.参照。

(71) 前掲注(68), p.805.

(4) 自己の出自を知る権利の問題

基本法は、人間の尊厳（第1条第1項）、人格の自由な発展（第2条第1項）の保障を規定している。1980年代後半以降、連邦憲法裁判所は、これらの権利保障規定を根拠として、子どもが自己の出自を知る権利を、基本法上の保護を受けるべき人格権であると基礎付けている⁽⁷²⁾。この自己の出自を知る権利の具体的な範囲としては、「国家行為・法律による情報入手可能性に対する妨害を排除しうるものという点までは承認されている⁽⁷³⁾」とされる。

しかし、「赤ちゃんポスト」や匿名出産を制度化することは、母親の身元を隠すことを国家が積極的に承認することから、子どもが自己の出自を知る権利を侵害することになるため、基本法との抵触が問題となる。

3 連邦法制定への動き

「赤ちゃんポスト」の設置が広がるにつれ、先行する現実と、2に挙げた現行法制との様々な緊張関係が問題視されるようになった。そのため、「赤ちゃんポスト」及び匿名出産制度を合法化するための法案が、連邦議会及び連邦参議院に数次にわたって提出された⁽⁷⁴⁾。

最初に、身分登録法改正法案が2000年10月に連邦議会に提出されたが⁽⁷⁵⁾、これは、苦境に

ある母を救済するため、認可を受けた妊娠相談所に相談させるとともに、出生登録の期間を10週間に延長する内容であった。しかし、単に期間を延長するだけで母の匿名性を継続的に保障するものではないため、根本的な解決にならないと批判された。

続いて、2002年4月に、匿名出産に係る法整備のための法律案⁽⁷⁶⁾が提出された。この法案は、身分登録法やBGBの改正を柱とするものである。特に、身分登録法第17条が子どもの出生を知った関係者に出生届出義務を課している⁽⁷⁷⁾ために、母親が他者に援助を求められず、人道的・医学的に不十分な状態で出産を行う事態を招いていたことから、匿名での出産を望む母親に出生の届出義務を免除することを要諦としていた⁽⁷⁸⁾。この法案は、連邦議会を構成する全会派にわたる超党派議員団によって提出された点が特徴的であったが、捨て子の正当化であるという批判に加え、捨てられた子どもから出自を知る可能性を奪うとの批判が強⁽⁷⁹⁾く、第14議会期の終了とともに廃案となった⁽⁸⁰⁾。

その後、会期終了による廃案を避ける目的で、連邦参議院に同様の法案が2度提出されたが⁽⁸¹⁾、いずれも成立せずに終わっている。

連邦法がこれまで成立していない原因は、基本法上の自己の出自を知る権利との抵触が最も

(72) 春名麻季「自己の出生をめぐる憲法上の利益について—ドイツの『出自を知る権利』を中心に」『六甲台論集』49巻3号, 2003.3, pp.19-42.

(73) 同上, p.40.

(74) 各法案の背景や内容の詳細は、前掲注(68), pp.806-811.参照。

(75) Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Personenstandsgesetzes auf BT-Drucksache14/4425. キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) 会派のイニシアティブによって提出された。

(76) Entwurf eines Gesetzes zur Regelung anonymer Geburten auf BT-Drucksache14/8856. 主眼は匿名出産の合法化にあるが、「赤ちゃんポスト」設置に伴う法整備についても触れている。

(77) 出生の届出義務者は、父、助産師、医師、出生の事実を知る他の者、母である。前掲注(68), p.816 注(21).

(78) 渡辺育志「出自を知る権利と匿名出産」『外国の立法』2003.4.14 (事務用資料).

(79) 同上。

(80) このときは、選挙が近かったため、立場が異なる会派間の調整を行った上で十分に議論する時間がなかった。選挙後、この案は委員会に差し戻され、その後第15議会期には継続しなかった。FDP所属連邦議会議員Fr. Ina Lenkeのコメントによる。訪問先Deutscher Bundestag [Platz der Republik 1, 11011, Berlin], 訪問日2007年10月12日。

(81) Entwurf eines Gesetzes zur Regelung der anonymen Geburt auf BR-Drucksachen 506/02 und 684/04.

大きいとする分析もある⁽⁸²⁾。

4 現連邦政府の「赤ちゃんポスト」に対する姿勢

ドイツの現連邦政府は、保守勢力のキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) と中道左派の社会民主党 (SPD) による大連立内閣であるが、連立協定では、匿名出産の経験を評価すること、そして、必要な限りにおいて、法整備を行うこと、が申し合わされている⁽⁸³⁾。

連邦政府は、「回答書」作成の際、匿名出産及び「赤ちゃんポスト」と連邦現行法制との緊張関係を詳細に分析した⁽⁸⁴⁾。しかしながら、連邦政府は、匿名出産や「赤ちゃんポスト」については政府内において結論がまだ完全にまとまっていないことを理由に、積極的な法整備の必要性には言及しなかった⁽⁸⁵⁾。

この「回答書」は、一方で匿名出産及び「赤ちゃんポスト」を禁止する方針を打ち出したわけでもないため、今回の「質問書」提出の中心メンバーであるイナ・レンケ連邦議会議員 (FDP 所属) は、連邦政府は「違法な実態を黙認しているだけ」であるとして批判している⁽⁸⁶⁾。

IV 我が国の「赤ちゃんポスト」の特徴 —ドイツと比較して

これまでみてきたドイツの状況を踏まえ、以下では、我が国における議論に際して留意すべき点を述べる。

1 社会的背景の違い—ドイツにおける移民問題の深刻化

ドイツの「赤ちゃんポスト」が2000年以降急速に普及した背景として、移民の問題がある。ドイツは欧州屈指の移民大国であり、2005年末時点の連邦内務省の統計によれば、移民及びその子孫は計1,533万人、総人口の18.8%に当たる⁽⁸⁷⁾。また、移民系住民の出生率は高く、2005年時点の連邦政府の調査では、2～25歳の人口の27.2%、約600万人が移民系住民で占められている。6歳以下に限れば全体の約3分の1になる⁽⁸⁸⁾。

「回答書」によれば、ハンブルク州の調査では、移民系住民が、不法滞在者で無保険状態であったり、外国人法上の強制退去措置を恐れたりして、匿名出産制度や「赤ちゃんポスト」を利用してしまふことが指摘されている⁽⁸⁹⁾。

「赤ちゃんポスト」の場合には、母親の身元特定を困難にする高い匿名性のため、預けられたのが移民系住民の子どもであると特定することはできない。とはいえ、例えばベルリンのカトリック系医療施設聖ヨゼフ病院の「赤ちゃんポスト」のように、移民系住民の母親を想定した取組みを行っている実例もみられる⁽⁹⁰⁾。

この点、我が国の「赤ちゃんポスト」の議論においては、移民に関する論点は現時点では出てきていない。ただし、将来的に我が国が少子高齢化の進展に伴う人口減少に直面し、これまで以上に多様な分野で外国人労働者、特にいわゆる単純労働者を受け入れることになれば⁽⁹¹⁾、

⁽⁸²⁾ 前掲注(67)の聞き取り調査による。

⁽⁸³⁾ 「質問書」s.1, 「回答書」s.1.

⁽⁸⁴⁾ 「回答書」回答15 (s.12-13).

⁽⁸⁵⁾ 「回答書」政府序文 (s.1-2), 回答16 (s.14).

⁽⁸⁶⁾ “Bundesregierung gegen anonyme Geburten”, *Der Tagespiegel*, 3 Dez 2007.

⁽⁸⁷⁾ 河野健一「ドイツは内なるイスラムと共生できるか—ベルリンからの報告—」『県立長崎シーボルト大学国際情報学部紀要』8号, 2007, p.83.

⁽⁸⁸⁾ 同上, p.90.

⁽⁸⁹⁾ 「回答書」回答13 (s.11).

⁽⁹⁰⁾ ポストを必要とする母親の多くは低所得者であり、未婚で妊娠することが死刑宣告と同じ意味になることもある。ポスト内にはロシア語、ポーランド語、トルコ語でも気が変われば赤ちゃんを取り戻すことができると書いた手紙を入れているという。「欧州で広がる“命のポスト”」『熊本日日新聞』2007.3.9.

ドイツと同様の議論が起こる可能性もある。

2 子どもの受入れ体制の不備

ドイツでは、Ⅱ 5で述べたように、「赤ちゃんポスト」に預けられた子どもについては、少年局等の公的機関及び民間の認可事業者による養子縁組斡旋によって、可能な限り養子縁組が成立するような体制が整えられている。斡旋を行うに際して専門部局である養子縁組斡旋機関の設置が不可欠であり、専門スタッフの常駐が斡旋法上義務付けられている等、養子縁組斡旋を担当する組織・人員の基盤も強固である。

一方、我が国では、Ⅰ 3で問題点を整理したように、「赤ちゃんポスト」に預けられた子どもの受入れ体制が整っていない。「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの将来の見地からは、できるだけ家庭的な環境下で養育される制度が理想的であるが、里親委託、最終的な養子縁組成立とも、現時点では困難な状況にある。そのため、子どもは結果的に児童福祉施設で養育される。

3 匿名出産制度の有無

ドイツでは、「赤ちゃんポスト」は、通常匿名出産制度と対比して議論される。そして、「赤ちゃんポスト」では、望まない妊娠をした母親の出産時における母体の安全が確保できないことから、医師の専門的な助力が見込める匿名出産制度のほうがより優先順位が高いとする意見もある⁽⁹²⁾。実際、産科に対応可能な全ての公的病院で匿名出産が可能であるハンブルク州のように、匿名出産の制度基盤が整っていれば、母親には少なくとも採るべき手段の選択肢

が提示される。

この点、我が国では、慈恵病院の「赤ちゃんポスト」が存在するのみで、匿名出産は不可能であり、ドイツにおける議論と前提が異なると思われる。

4 妊婦、母親の相談窓口の不足、周知不足

ドイツ、特にハンブルク州の取組みでは、現在、「赤ちゃんポスト」や匿名出産はあくまで最終手段としての利用に留め、妊婦や小さな子どもを持つ母親の相談窓口等を支援することとしている。これにより、結果的に望まない妊娠をした母親が出産後も母子共に暮らせるようにすること、又は事情により実母が養育不可能な場合でも、匿名でない通常の手続で養子縁組を成立させることを期待している（前述Ⅱ 4 (2)）。また、シュテルニ・パークも、24時間のコールラインを運営しており、若年層の妊娠については高校における出張授業でコールラインの周知を行っている⁽⁹³⁾等、「赤ちゃんポスト」に子どもを預けようとする前に、まずこれらの窓口相談することを期待している。

我が国の慈恵病院の「赤ちゃんポスト」でも、運営者の意思としては、決して「赤ちゃんポスト」に子どもを預けることを推奨しているわけではなく、まず相談を、との立場を堅持している⁽⁹⁴⁾。従来からある熊本県の窓口に加え⁽⁹⁵⁾、慈恵病院は、2002（平成14）年から妊娠・出産に関する24時間の無料電話相談窓口を運営しているが⁽⁹⁶⁾、「赤ちゃんポスト」の設置にあわせ、2007（平成19）年5月から熊本市でも同様のホットラインを設けており⁽⁹⁷⁾、妊婦や母親に「赤ちゃんポスト」の利用をできるだけ思い

(91) 我が国の外国人の受入れに係る主要課題について、寺倉憲一「4 出入国管理制度をめぐる当面の主要課題」『総合調査 人口減少社会の外国人問題』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2008, pp.77-92.

(92) 前掲注(80)の聞き取り調査による。

(93) 前掲注(38)の聞き取り調査による。

(94) 前掲注(5)参照。

(95) 「妊娠とこころの電話相談」〔096-381-4340〕〈http://www.pref.kumamoto.jp/health/kenkou/html/pub/default_097.html〉

(96) 「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」〔0120-783-449〕〈<http://jikei-hp.or.jp/yurikago/3-1.html>〉

留まらせるための各種取組みが行われている⁽⁹⁸⁾。

熊本市の発表によれば、熊本県、熊本市、慈恵病院の3機関が2007（平成19）年4月から2008（平成20）年3月末までに受けた妊娠・出産に関する相談件数は、合計1,486件にのぼり⁽⁹⁹⁾、「赤ちゃんポスト」をめぐる一連の報道により、全国から相談が寄せられている。

相談が相次ぐ原因として、妊娠・出産の悩みの受け皿となる機関や施設の機能が全国的に十分整っておらず、身近でないことが背景にある⁽¹⁰⁰⁾。各地の児相や市町村の児童家庭相談窓口、厚生労働省が行っている「女性健康支援センター事業」（全国31箇所）、「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」（全国4箇所）、「思春期相談クリニック事業」（全国29箇所）の各種事業、さらに各都道府県が独自に取り組んでいる相談事業、そのほか、民間でも独自の相談が可能で団体⁽¹⁰¹⁾等への相談等、選択肢はあるが、いずれの事業も知名度が低いことが多い。熊本市の設置許可と同日に出された厚生労働省通知⁽¹⁰²⁾により、改めて従来の相談窓口が見直され、相談段階による解決件数が増えることが期待される。また、全国的に相談体制を充実させ、支援のあり方を考える必要もある⁽¹⁰³⁾。

5 自己の出自を知る権利への配慮

Ⅲ 2(4)で触れたように、ドイツでは、子どもが自己の出自を知る権利は、基本法上の人格権として保障されることが判例上確立している。この権利は、「赤ちゃんポスト」に制度的に内在する匿名性と鋭く対立するため、匿名出産や「赤ちゃんポスト」の議論に際して強い批判の根拠となり、連邦法整備の動きが頓挫する原因ともなっている。

この点、我が国の「赤ちゃんポスト」の議論においては、自己の出自を知る権利については、積極派、消極派のどちらからも論点とされていない印象を受ける。我が国でも、養子縁組の局面では養子が自己の出自を知る権利が既に観念されており⁽¹⁰⁴⁾、主に非配偶者で行われる生殖補助医療の局面でも同様である⁽¹⁰⁵⁾。今後は、この観点からも「赤ちゃんポスト」の議論を深める必要があると思われる。

6 「赤ちゃんポスト」の名称の問題

最後に、本質的な問題ではないが、我が国の「赤ちゃんポスト」をめぐるのは、名称の問題が議論の混迷を深める原因となったように思われる。

(97) 「妊娠に関する悩み相談電話」〔096-353-7830〕〈http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/content/web/asp/kiji_detail.asp?LS=18&ID=4279&pg=1&sort=0〉

(98) 慈恵病院への相談の中には、匿名での相談が後に実名化され、実父母の同意を得て特別養子縁組が成立したケースが8件あったことが熊本市の第1回短期的検証で報告されている。前掲注(12)『厚生福祉』, p.4.

(99) 「妊娠に関する悩み相談状況」熊本市HP 〈http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/Content/Web/Upload/file/Bun_23123_21ninshinnayamisoudanjyoukyou.pdf〉

(100) 「赤ちゃんポスト半年 薄れる抵抗感 進まぬ情報開示」『読売新聞』2007.11.28.

(101) 一例として、NPO法人円ブリオ基金センターの「妊娠SOSほっとライン」がある。出産費用の援助等、妊婦に対する経済的支援も行っている。〈<http://homepage2.nifty.com/embryo/>〉

(102) 前掲注(10).

(103) 「置き去りの命 救いたい」『読売新聞』2007.12.19.

(104) ただし、我が国では、養子である旨の告知後実親と実際に交流するオープン・アドプションはまだ少数であることから、養子であることを伝える真実告知の段階でまだ課題を抱えているとする評価もある。森和子「養子の出自を知る権利の保障についての一考察—オーストラリア・ニュージーランドにおける実践から—」『文教学院大学人間学部研究紀要』8巻1号, 2006.12, pp.21-51.

(105) 厚生科学審議会先端医療技術評価部会生殖補助医療技術に関する専門委員会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」（2000年12月28日）Ⅲ 本論2(2)(2)参照。〈http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1228-1_18.html〉

ドイツ語のBabyklappeが日本語で「赤ちゃんポスト」と翻訳された経緯は不明であり、この呼称が定着した時期も明らかではない⁽¹⁰⁶⁾。しかし、設置許可の議論の際、当時の安倍首相が「ポストという名前に大変、抵抗を感じる」⁽¹⁰⁷⁾と述べた発言等、この名称が、あたかも郵便ポストに手紙を投げ入れるように子どもを預け入れるイメージを生じさせたため、感情的な議論となり、安易な子捨てを助長するとの批判を誘発した一因となっているようにも考えられる。

ただし、この点は、ドイツ語のBabyklappeも、Klappeがごみ箱の蓋を連想させる単語であるため不快だと感じる人もいる。しかし、シュテルニ・パークによれば、「美しく言いつくろったところで、ポストに子供を『捨てる』のは事実。美化するのはよくないと考え」⁽¹⁰⁸⁾そのままの呼称を使用しているようである。

おわりに

—我が国に「赤ちゃんポスト」は必要か

「『赤ちゃんポスト』で保護されることで、子どもはその生命を救われた。たとえ捨て子や育児放棄を助長したとしても、命を救ったのだから何の問題もない」という賛成意見に対して、反論するのは容易ではない⁽¹⁰⁹⁾。確かに、慈恵

病院の「赤ちゃんポスト」が、既に17人の子どもの命を救っているのは事実である。

しかし、ドイツと我が国では、移民問題や匿名出産制度の有無、自己の出自を知る権利への着目等、議論の前提が異なっている。

また、ドイツでも、2000年からの継続的な取り組みの中で、既に様々な議論がなされてきている。現在では、「赤ちゃんポスト」は、望まない妊娠をして困難な状況にある母親に対する最終手段として位置付けられており、むしろカウンセリングや母子支援施設の充実等、他の支援策を充実させる方向に向かっている。我が国でも、母親等に対する妊娠・出産に関する相談体制充実はもちろんのこと、望まない妊娠をさせないという意味で、主に若年層への性教育⁽¹¹⁰⁾や緊急避妊法による避妊等⁽¹¹¹⁾、「赤ちゃんポスト」以外にも検討対象となる手段が考えられるのではないだろうか。

加えて、我が国には、「赤ちゃんポスト」で保護された子どもが、里親委託や最終的な養子縁組に至るシステムが十分に整っていない。子どもの視点から、大人になるまでの長期ビジョンに立って、子どもたちや里親委託、養子縁組を支援する専門家や社会システムが必要である⁽¹¹²⁾。

仮に公的機関として児童相談所が従来どおり里親委託、養子縁組の斡旋に関与するのなら

⁽¹⁰⁶⁾ 新聞データベース「日経テレコン」を検索すると、「赤ちゃんポスト」という呼称の新聞記事上最も古い用例は、「〔世界の社会保障〕ドイツ 増える『捨て子箱』に賛否」『読売新聞』2003.7.5であり、この記事には「郵便ポストのような」との形容も見られる。ただし、この記事では、「捨て子箱」の名称を主に用いている。おおむね2005年以前の資料では、「捨て子ボックス」「ベビークラッペ」「子箱」等、資料により異なる名称が使用されている。慈恵病院も現在は「こうのとりのゆりかご」の呼称を統一的に使用しているが、2004年のドイツ視察の情報を中心に紹介した2006年3月作成のビデオ「赤ちゃんポスト ドイツと日本の取り組み」には「赤ちゃんポスト」の名称を用いている。

⁽¹⁰⁷⁾ 「赤ちゃんポスト 首相は慎重姿勢」『朝日新聞』2007.2.24.

⁽¹⁰⁸⁾ 「800年、続く模索 欧州の赤ちゃんポスト」『朝日新聞』2007.8.20.

⁽¹⁰⁹⁾ 吉田省吾「潮市民講座 赤ちゃんポスト」『潮』2007.11, pp.259-263.

⁽¹¹⁰⁾ 堀内比佐子「学校における性教育の現状と課題」『周産期医学』37巻8号, 2007.8, pp.997-999.

⁽¹¹¹⁾ 緊急避妊薬は、我が国では未だ承認されていない。アメリカやイギリス、フランスなどの諸外国においては、思春期の若者の人工妊娠中絶対策として、またリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、積極的に承認され、さらには一般用医薬品化されている。梅澤彩「男女共同参画社会における少子化と性的自己決定—日本における性的健康と自己決定の保障を目指して—」『社会とマネジメント』5巻1号, 2007.9, pp.11-27.

⁽¹¹²⁾ 元愛知県児童福祉司矢満田篤二氏の発言。前掲注⁽²⁷⁾.

ば、児童相談所の体制強化も必要となるであろう。また、民間の養子縁組斡旋事業者の関与も含めて、信頼できる養子縁組斡旋制度を早期に構築していかなければならない。

慈恵病院の「赤ちゃんポスト」の設置及び運営は有意義な取組みであり、子どもの命を救い、世論を喚起し、厚生労働省を動かした。次

は、これを機に、困難な状況にある母親に対する他の支援策の充実を図り、「赤ちゃんポスト」が使われなくても済むようにすること、子どもが「赤ちゃんポスト」に預けられた場合には、実親等の引き取り⁽¹¹³⁾がない限り、その子どもの将来のため養子縁組が早期に成立するような斡旋制度を確立させることが、急務となろう。

(おち みどり)

(本稿は、筆者が行政法務課在職中に
執筆したものである。)

⁽¹¹³⁾ 現在判明している限り実親が子どもを引き取った唯一の事例(注11参照)は、赤ちゃんポストが緊急避難的な役割を果たし、結果的に両親に冷静に考える時間を与えた「理想的な使われ方」と評価する声が病院関係者の間にある反面、特に、子どもに障害があったことから、安易に子どもを捨てるという選択肢を与えているとの批判も根強い。「えっ!『赤ちゃんポスト』に障害児が預けられていた」『週刊ポスト』2008.4.25, pp.39-41.